保護者の皆様へ

令和８年度　学校給食費のお知らせ

**■■■令和８年度より学校給食費を無償化します！■■■

■■■令和８年度より学校給食費を公会計化します！■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

本市の学校給食費は、これまで「私会計」として学校ごとに徴収・管理をしてきましたが、令和８年度からの学校給食費の無償化に伴い、安定的に学校給食を実施するため、市の予算に組み入れる「公会計」方式へ移行します。

【公会計化の目的】

・市の予算として管理・運営を行い、安定的な学校給食の実施を図ります。
・学校給食費を市の予算に計上することで、会計の透明性を高めます。
・学校給食費に関する納付や対応を統一し、公平性を確保します。
・学校給食費の徴収・管理業務を学校から市へ移行し、学校現場の負担軽減を目指します。
・口座振替の際、市指定の複数金融機関から選択できるようにし、保護者の利便性を向上します。

【必要な手続き】

那須烏山市は、「児童生徒に学校給食を提供すること」、保護者の皆様は「那須烏山市に学校給食費を支払うこと」を約束する契約関係を明確にするため、学校給食の申込みをお願いします。

この申込書は、申込者の意思確認と、学校給食提供に係る食材を発注、食材業者へ代金を公費として支払うために必要な書類です。

・児童生徒１人につき１枚記入し、学校指定の期限までに提出してください。
・学校給食申込書は、一度提出いただければ那須烏山市立の小中学校に在籍する間は有効であり、市内の小中学校に転校や進学があっても再提出は不要です（最大９年間有効）。
・その他、必要な手続きは下記のとおりです。

書類	必要時期
学校給食申込書	・那須烏山市立学校に在籍するとき（入学、転入等）
学校給食申込事項変更申出書	・申込内容に変更があったとき（保護者、氏名、住所の変更等）
学校給食停止申出書	・長期欠席等で連続して７日以上給食の提供を受けないとき ・食物アレルギー等により牛乳、牛乳以外の給食、給食の全てを摂取できないとき　等
学校給食再開申出書	・停止した給食を再開するとき

※学校給食の全てを食べず弁当を持参する場合も、給食の提供を受けることになった際の手続きをスムーズにするため、申込書の提出をお願いします。併せて、給食停止の申出書の提出もお願いします（既に、令和８年度分の停止届を提出している場合は、再提出は不要です）。

※令和８年度は、給食費無償化のため保護者負担はありませんが、将来的に給食費の納付が必要になった際には、口座振替の申請が必要になります。

【問合せ先】
那須烏山市学校給食センター
TEL：0287-88-2135
FAX：0287-88-0168